

横浜市資産指令第1040号
令和3年10月1日

許可番号 第05620005608号

産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県横浜市都筑区佐江戸町148番地1
氏名 株式会社 クリーン・ジャパン・エンジニアリング
代表取締役 荒川 徹也 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

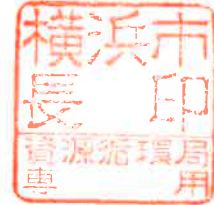
横浜市長 山中竹春

許可の年月日

令和3年10月1日

許可の有効年月日

令和10年9月30日



1. 事業の範囲

中間処理

(1) 中和：廃酸、廃アルカリ 以上2種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市都筑区佐江戸町148番1 外2筆

処理施設の概要

(1) 中和1施設 1基 (60 m³/日)

設置年月日：平成6年7月14日 許可年月日：平成6年6月1日

許可番号：10041

産業廃棄物の種類：廃酸、廃アルカリ 以上2種類

(2) 中和2施設 1基 (40 m³/日)

設置年月日：平成8年1月4日

産業廃棄物の種類：廃酸、廃アルカリ 以上2種類

(3) 中和3施設 1基 (40 m³/日)

設置年月日：平成8年1月1日

産業廃棄物の種類：廃酸、廃アルカリ 以上2種類

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、503m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成4年3月1日 新規許可

令和3年10月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。